

<令和8年度>

釜石市に転入し、新しい生活を始める方を支援します。

UIターン者賃貸支援補助金

対象者

①から④の全てを満たす方が対象です。

- ① 1年以上釜石市外で生活した後、釜石市外（大槌町を除く）から転入し、3年以上住み続ける方。
ただし、転勤に伴って転入した場合は対象外となります。
- ② ①に該当する申請者が令和8年4月1日時点で40歳未満の方。
ただし、児童（18歳未満）を伴って転入した場合、40歳以上でも申請が可能です。
- ③ 釜石市への転入にあたって、自らが新たに市内に賃貸した住宅であること。
ただし、次の場合を除きます。
 - ・ 市民の方が既に契約している住宅に住む場合。
 - ・ 社宅、借り上げ社宅、公営住宅、市が民間から借り上げた住宅に住む場合。
- ④ 住居及び生計を共にする方のいずれかが就業していること。
※申請者本人又は同居人が公務員である場合は申請することができません。



補助内容

年間最大 **24万円** の助成

<算定方法>

(月当たりの家賃(※)の額 - 月当たりの住宅手当の額) × 支払った月数 = 補助対象額

(※) 家賃には共益費やサポート料、駐車料金や町内会費等は含まれません (千円未満は切り捨て)

補助対象額が24万円以上の場合 = 上限額の24万円を交付

補助対象額が24万円未満の場合 = その額分を交付 (千円未満は切り捨て)

- ・ 釜石市に転入後に、実際に支払った家賃に対して、最大24万円を上限に年度ごとに補助を行います。
- ・ お勤め先から住居手当等を受給している場合は、手当分を差し引き、補助対象額を算出します。
- ・ 24万円以上お支払いの場合は24万円を補助し、24万円未満の場合は支払った金額を補助します。
(千円未満は切り捨て)

申請期限

転入日から1年以内 (令和8年度申請期限は令和9年2月26日になります)

交付までの流れ

交付申請

下記の提出書類をご準備いただき申請いただいた後、市が審査し、条件を満たす場合に限り、補助金交付決定通知書を送付します。

※満たさない場合は任意の方法でご連絡いたします。

交付決定

交付請求

令和9年3月31日までに支払いが終了したのち、交付請求手続きを行います。

補助金交付

交付請求手続きを行った後、指定された口座に補助金を交付します。

新規申請は令和9年2月26日まで随時受付


令和9年2月初旬に請求書類発送

令和9年4月中旬までに振込

提出する書類

※持参での提出をする際は、必ず印鑑をお持ちください。

※提出様式、その他詳細は市ホームページでご確認いただけます。

<p>①転入の確認</p>	<p>住民票の写し × 同一住所の方全員分</p> <p>※同棲など、同一住所に別世帯も一緒に住む場合は別世帯の方の住民票も必要です。</p>
<p>②居住歴の確認</p>	<p>住民票の除票 又は 戸籍の附票</p> <p>市外に1年以上居住していたことが確認できるもの</p>
<p>③住居と手当の確認</p>	<p>【雇用されている方】 お勤め先へ作成を依頼してください 個人事業主は提出不要</p> <p>住宅手当支給見込証明書</p> <p>【コピー】 賃貸借契約書</p> 
<p>④就労の確認</p>	<p>【雇用されている方】 お勤め先へ作成を依頼してください 個人事業主は提出不要</p> <p>就労証明書</p> <p>【個人事業主の方】 開業届出済証明書 【コピー】</p> <p>左記以外はご相談ください。</p>
<p>⑤市税の確認</p>	<p>転入直前に 住民票のあった市町村の税務担当課へ申請</p> <p>納税証明書 × 同一住所の方全員分</p>
<p>⑥申請書等</p>	<p>交付申請書 承諾・誓約書 振込口座記入用紙</p> <p>市ホームページでダウンロード、もしくは担当課でお渡しします。</p>

令和8年度受付期限

令和9年2月26日(金)が受付期限となります。※転入から1年以内が申請期限。

※申請に虚偽・不正行為があった場合や1年以内に転出された場合は、交付の決定を取り消します。